

運営指導基準（指定保育所等訪問支援）

○根拠法令

「児福法」＝児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）

「児福法施行規則」＝児童福祉法施行規則（昭和 23 年 3 月 31 日厚生省令第 11 号）

「市条例 6」＝八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和元年八王子市条例第 6 号）

「障発 0330 第 12 通知」＝児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 第 12 号）

「平 24 厚労告 269」＝厚生労働大臣が定める施設基準（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 269 号）

「平 24 厚労告 270」＝厚生労働大臣が定める基準（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 270 号）

「平 24 厚労告 122」＝児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準
（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号）

「障発 0330 第 16 通知」＝児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 第 16 号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
<p>第1 基本方針</p> <p>1 一般原則</p> <p>2 基本方針</p>	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定保育所等訪問支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定保育所等訪問支援を提供しているか。</p> <p>(2) 保育所等訪問支援に係る指定通所支援（指定保育所等訪問支援）の事業を行う者（指定保育所等訪問支援事業者）は、当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定保育所等訪問支援の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（障害福祉サービス）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</p> <p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</p> <p>(5) 指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児の権利の保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、未成年後見制度の利用を支援するよう努めているか。</p> <p>(6) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めているか。</p> <p>(7) 指定保育所等訪問支援事業者は、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注機会の増大に協力するよう努めているか。</p> <p>指定保育所等訪問支援の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとなっているか。</p>	<p>市条例6 第3条第1項</p> <p>市条例6 第3条第2項</p> <p>市条例6 第3条第3項</p> <p>市条例6 第3条第4項</p> <p>市条例6 第3条第5項</p> <p>市条例6 第3条第6項</p> <p>市条例6 第3条第7項</p> <p>市条例6 第98条</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の配置の基準</p> <p>2 管理者</p>	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者が当該事業を行う事業所(指定保育所等訪問支援事業所)に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。</p> <p>一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数</p> <p>二 児童発達支援管理責任者 1以上</p> <p>(2) (1)の二に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者となっているか。</p> <p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれているか。(ただし、第2の1の(1)の一に掲げる訪問支援員及び二に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、指定保育所等訪問支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定保育所等訪問支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定保育所等訪問支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</p>	<p>児福法 第21条の5の19第1項</p> <p>市条例6 第99条第1項</p> <p>市条例6 第99条第2項</p> <p>市条例6 第100条 準用(第7条)</p>
<p>第3 設備に関する基準</p> <p>1 設備及び備品等</p>	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p> <p>(2) (1)に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものとなっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。)</p>	<p>児福法 第21条の5の19第2項</p> <p>市条例6 第101条 準用(第93条第1項)</p> <p>市条例6 第101条 準用(第93条第2項)</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 契約支給量の報告等</p>	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、通所給付決定保護者が指定保育所等訪問支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者(利用申込者)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定保育所等訪問支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得ているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 指定保育所等訪問支援を利用するための契約が成立したときは、通所給付決定保護者に対して、遅滞なく、次の事項を記載した書面を交付しているか。 ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する指定保育所等訪問支援の内容 ウ 当該指定保育所等訪問支援の提供につき通所給付決定保護者が支払うべき額に関する事項 エ 指定保育所等訪問支援の提供開始年月日 オ 指定保育所等訪問支援に係る苦情を受け付けるための窓口 当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用申込者の承諾を得ているか。</p> <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供するときは、当該事業者及びその事業所の名称、当該指定保育所等訪問支援の内容、契約支給量、契約日等の必要な事項(以下「通所受給者証記載事項」という。)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</p>	<p>児福法 第21条の5の19第2項 市条例6 第102条 準用(第12条第1項)</p> <p>市条例6 第102条 準用(第12条第2項) 社会福祉法 第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項 障発0330第12通知 第七3(1)準用(第三3(2))</p> <p>市条例6 第102条 準用(第13条第1項) 障発0330第12通知 第七3(1)準用(第三3(3)) ①</p> <p>市条例6第102条 準用(第13条第2項)</p> <p>市条例6 第102条 準用(第13条第3項)</p> <p>市条例6 第102条 準用(第13条第4項)</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
3 提供拒否の禁止	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、正当な理由がなく、指定保育所等訪問支援の提供を拒んでいないか。</p> <p>特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>正当な理由とは、次の場合等をいう。</p> <p>ア 当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合</p> <p>イ 入院治療の必要がある場合</p> <p>ウ 当該指定保育所等訪問支援事業所が提供する指定保育所等訪問支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定保育所等訪問支援を提供することが困難な場合</p>	<p>市条例 6 第 102 条 準用 (第 14 条) 障発 0330 第 12 通知 第七 3(1) 準用 (第三 3(4))</p>
4 連絡調整に対する協力	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業者が行う障害児の紹介、サービス担当者会議等の連絡調整に、できる限り協力しているか。</p>	<p>市条例 6 第 102 条 準用 (第 15 条) 障発 0330 第 12 通知 第七 3(1) 準用 (第三 3(5))</p>
5 サービス提供困難時の対応	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定保育所等訪問支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定保育所等訪問支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>市条例 6 第 102 条 準用 (第 16 条)</p>
6 受給資格の確認	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。</p>	<p>市条例 6 第 102 条 準用 (第 17 条)</p>
7 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>市条例 6 第 102 条 準用 (第 18 条 第 1 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用 (第 18 条 第 2 項)</p>
8 心身の状況等の把握	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>市条例 6 第 102 条 準用 (第 19 条)</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
9 指定障害児通所支援事業者等との連携等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>市条例 6 第 102 条 準用(第 20 条第 1 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 20 条第 2 項)</p>
10 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、当該指定保育所等訪問支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を当該指定保育所等訪問支援の提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、(1) の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定保育所等訪問支援を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>市条例 6 第 102 条 準用(第 21 条第 1 項) 障発 0330 第 12 通知 第七 3(1)準用(第三 3(10) ①)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 21 条第 2 項)</p>
11 身分を証する書類の携行	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 証書等には、当該指定保育所等訪問支援事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。</p>	<p>市条例 6 第 102 条 準用(第 94 条) 障発 0330 第 12 通知 第七 3(1)準用(第六 3(1))</p>
12 指定保育所等訪問支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者が、指定保育所等訪問支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 寄付金を強要することや、曖昧な名目による不適切な金銭の支払いを求めているか。</p> <p>(2) (1) の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。(ただし、13(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。)</p>	<p>市条例 6 第 102 条 準用(第 22 条第 1 項) 障発 0330 第 12 通知 第七 3(1)準用(第三 3(11))</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 22 条第 2 項)</p>

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令
13 通所利用者負担額の受領	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、(1) 及び (2) の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業実施地域（当該指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。）以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。</p> <p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、(1) から (3) までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定保育所等訪問支援事業者は、(3) の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。</p>	<p>市条例 6 第 102 条 準用(第 95 条第 1 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 95 条第 2 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 95 条第 3 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 95 条第 4 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 95 条第 5 項)</p>
14 通所利用者負担額に係る管理	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定保育所等訪問支援事業者が提供する指定保育所等訪問支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定保育所等訪問支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（通所利用者負担額合計額）を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しているか。</p>	<p>市条例 6 第 102 条 準用(第 24 条)</p>
15 障害児通所給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領により指定保育所等訪問支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定保育所等訪問支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。</p>	<p>市条例 6 第 102 条 準用(第 25 条第 1 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 25 条第 2 項)</p>

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令
16 指定保育所等訪問支援の取扱方針	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、保育所等訪問支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定保育所等訪問支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 支援上必要な事項とは、保育所等訪問支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含んでいるか。</p> <p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、その提供する指定保育所等訪問支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 指定保育所等訪問支援事業者は、自らその提供する指定保育所等訪問支援の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図っているか。</p> <p>(5) 指定保育所等訪問支援事業者は（4）の規定により、その提供する指定保育所等訪問支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について指定保育所等訪問支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この16において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者による評価（以下この16において「保護者評価」という。）及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて、その改善を図っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 三 指定保育所等訪問支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 五 当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況 六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策 七 指定保育所等訪問支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況 	<p>市条例 6 第 102 条 準用(第 26 条第 1 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 26 条第 2 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 26 条第 3 項) 障発 0330 第 12 通知 第七 3(1)準用(第三 3(15) ③)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 26 条第 5 項) 障発 0330 第 12 通知 第七 3(1)準用(第三 3(15) ⑤)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 26 条第 6 項)</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
17 障害児の地域社会への参加及び包摂の推進	<p>(6) 指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者及び訪問先施設に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。</p> <p>指定保育所等訪問支援事業者は、障害児が指定保育所等訪問支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）の推進に努めているか。</p>	<p>市条例6 第102条 準用（第26条第7項）</p> <p>市条例6 第102条 準用（第26条の3）</p>
18 保育所等訪問支援計画の作成等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定保育所等訪問支援に係る通所支援計画（保育所等訪問支援計画）の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、インクルージョンの観点を踏まえた指定保育所等訪問支援の具体的内容、指定保育所等訪問支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した保育所等訪問支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定保育所等訪問支援事業所が提供する指定保育所等訪問支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて保育所等訪問支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p>	<p>市条例6 第102条 準用(第27条第1項)</p> <p>市条例6 第102条 準用(第27条第2項)</p> <p>市条例6 第102条 準用(第27条第3項)</p> <p>市条例6 第102条 準用(第27条第4項)</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
19 児童発達支援管理責任者の責務	<p>(5) 児童発達支援管理責任者は、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供に当たる担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、保育所等訪問支援計画の原案について意見を求めているか。</p>	市条例 6 第 102 条 準用(第 27 条第 5 項)
	<p>(6) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該保育所等訪問支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。</p>	市条例 6 第 102 条 準用(第 27 条第 6 項)
	<p>(7) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画を作成した際には、当該保育所等訪問支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。</p>	市条例 6 第 102 条 準用(第 27 条第 7 項)
	<p>(8) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成後、保育所等訪問支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。モニタリング）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも 6 月に 1 回以上、保育所等訪問支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該保育所等訪問支援計画の変更を行っているか。</p>	市条例 6 第 102 条 準用(第 27 条第 8 項)
	<p>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>	市条例 6 第 102 条 準用(第 27 条第 9 項)
	<p>(10) 保育所等訪問支援計画の変更については、(2) から (7) までの規定に準じて行っているか。</p>	市条例 6 第 102 条 準用(第 27 条第 10 項)
	<p>(1) 児童発達支援管理責任者は、18 に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 一 相談及び援助を行うこと。 二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>	市条例 6 第 102 条 準用(第 28 条第 1 項)
	<p>(2) 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。</p>	市条例 6 第 102 条 準用(第 28 条第 2 項)

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
20 相談及び援助	指定保育所等訪問支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	市条例 6 第 102 条 準用(第 29 条)
21 支援	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っているか。</p> <p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、常時 1 人以上の従業者を支援に従事させているか。</p> <p>(5) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定保育所等訪問支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。</p>	<p>市条例 6 第 102 条 準用(第 30 条第 1 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 30 条第 2 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 30 条第 3 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条準用 (第 30 条第 4 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 30 条第 5 項)</p>
22 社会生活上の 便宜の供与等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。</p>	<p>市条例 6 第 102 条 準用(第 32 条第 1 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 32 条第 2 項)</p>
23 緊急時等の対応	指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、現に指定保育所等訪問支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	市条例 6 第 102 条 準用(第 34 条)

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
24 通所給付決定保護者に関する市町村への通知	指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	市条例 6 第 102 条 準用(第 35 条)
25 管理者の責務	(1) 指定保育所等訪問支援事業所の管理者は、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。 (2) 指定保育所等訪問支援事業所の管理者は、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者に市条例 6 第 6 章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	市条例 6 第 102 条 準用(第 36 条第 1 項) 市条例 6 第 102 条 準用(第 36 条第 2 項)
26 運営規程	指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 五 通常の事業の実施地域 六 サービスの利用に当たっての留意事項 七 緊急時等における対応方法 八 虐待の防止のための措置に関する事項 九 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 十 その他運営に関する重要事項	市条例 6 第 102 条 準用(第 96 条)
27 勤務体制の確保等	(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対し、適切な指定保育所等訪問支援を提供することができるよう、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。 原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にしているか。 (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者によって指定保育所等訪問支援を提供しているか。(ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)	市条例 6 第 102 条準用 (第 38 条第 1 項) 障発 0330 第 12 通知 第七 3(1)準用(第三 3(27) ①) 市条例 6 第 102 条 準用(第 38 条第 2 項) 障発 0330 第 12 通知 第七 3(1)準用(第三 3(27) ②)

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
28 業務継続計画の策定等	<p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者の資質の向上のため、外部の研修実施機関が行う研修その他の適切な研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、適切な指定保育所等訪問支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定保育所等訪問支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>市条例 6 第 102 条 準用(第 38 条第 3 項) 障発 0330 第 12 通知 第七 3(1) 準用(第三 3(27) ③)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 38 条第 4 項) 障発 0330 第 12 通知 第七 3(1) 準用(第三 3(27) ④)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 38 条の 2 第 1 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 38 条の 2 第 2 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 38 条の 2 第 3 項)</p>
29 安全計画の策定等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、当該指定保育所等訪問支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定保育所等訪問支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定保育所等訪問支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、(1) の研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。</p>	<p>市条例 6 第 102 条 準用(第 40 条の 2 第 1 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 40 条の 2 第 2 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 40 条の 2 第 3 項)</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
30 自動車を運行する場合の所在の確認	<p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。</p> <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に点呼その他の障害児の所在を確実に、把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて（1）に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行っているか。</p>	<p>市条例 6 第 102 条 準用(第 40 条の 2 第 4 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 40 条の 3 第 1 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 40 条の 3 第 2 項)</p>
31 衛生管理等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 当該指定保育所等訪問支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>② 当該指定保育所等訪問支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 当該指定保育所等訪問支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に行っているか。</p>	<p>市条例 6 第 102 条 準用(第 41 条第 1 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 41 条第 2 項)</p>
32 掲示	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>又は、指定保育所等訪問支援事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定保育所等訪問支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。</p>	<p>市条例 6 第 102 条 準用(第 43 条第 1 項、第 2 項)</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
33 身体的拘束等の禁止	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていないか。</p> <p>(2) (1) の緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合であるか。 ア 障害児又は他の障害児の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 イ 身体的拘束等を行う以外に当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 ウ 身体的拘束等が一時的なものであること。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、身体的拘束等を行う場合は、あらかじめ指定する複数の者をもって構成する組織体での判断を必要とし、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について検討した過程その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</p>	<p>市条例 6 第 102 条 準用(第 44 条第 1 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 44 条第 2 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 44 条第 3 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 44 条第 4 項)</p>
34 虐待等の禁止	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定保育所等訪問支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定保育所等訪問支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。 ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p>	<p>市条例 6 第 102 条 準用(第 45 条第 1 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 45 条第 2 項)</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
35 秘密保持等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>市条例 6 第 102 条 準用(第 47 条第 1 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 47 条第 2 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 47 条第 3 項)</p>
36 情報の提供等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定保育所等訪問支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</p>	<p>市条例 6 第 102 条 準用(第 76 条第 1 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 76 条第 2 項)</p>
37 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定保育所等訪問支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。</p>	<p>市条例 6 第 102 条 準用(第 49 条第 1 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 49 条第 2 項)</p>
38 苦情解決	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、その提供した指定保育所等訪問支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>市条例 6 第 102 条 準用(第 50 条第 1 項)</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
	<p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、その提供した指定保育所等訪問支援に関し、児福法第21条の5の22第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定保育所等訪問支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、市町村長からの求めがあった場合には、(3) の改善の内容を市町村長に報告しているか。</p> <p>(5) 指定保育所等訪問支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>市条例6 第102条 準用(第50条第2項)</p> <p>市条例6 第102条 準用(第50条第3項)</p> <p>市条例6 第102条 準用(第50条第4項)</p> <p>市条例6 第102条 準用(第50条第5項)</p>
39 地域との連携等	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>市条例6 第102条 準用(第51条第1項)</p>
40 事故発生時の対応	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、(1) の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>市条例6 第102条 準用(第53条第1項) 障発0330第12通知 第七3(1)準用(第三3(41) ①)</p> <p>市条例6 第102条 準用(第53条第2項)</p> <p>市条例6 第102条 準用(第53条第3項)</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
41 会計の区分	<p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、(3) の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定保育所等訪問支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>市条例 6 第 102 条 準用(第 53 条第 4 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 54 条)</p>
42 記録の整備	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から 5 年間保存しているか。</p> <p>ア 10 (1) に規定する提供した指定保育所等訪問支援に係る記録</p> <p>イ 保育所等訪問支援計画</p> <p>ウ 24 の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 33 (3) に規定する身体的拘束等の記録</p> <p>オ 38 (2) に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>カ 40 (2) に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p>	<p>市条例 6 第 102 条 準用(第 55 条第 1 項)</p> <p>市条例 6 第 102 条 準用(第 55 条第 2 項)</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
<p>第5 届出等</p> <p>1 変更の届出</p> <p>2 業務管理体制の整備</p>	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所の次に掲げる事項に変更があったとき、又は休止した当該指定保育所等訪問支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を八王子市長に届け出ているか。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等</p> <p>エ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要</p> <p>オ 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>カ 運営規程</p> <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の人格を尊重するとともに、児福法又は児福法に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるよう、次の基準に従い、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定障害児事業者等（指定発達支援医療機関の設置者を除く。）</p> <p>(ア) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の指定障害児事業者等（指定発達支援医療機関の設置者を除く。）</p> <p>(ア) 法令遵守責任者を選任しているか。</p> <p>(イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所の数が100以上の指定障害児事業者等及び指定発達支援医療機関の設置者</p> <p>(ア) 法令遵守責任者の選任をしているか。</p> <p>(イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>(ウ) 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者（指定障害児通所支援事業所が八王子市域のみに所在する指定障害児通所支援事業者）は、八王子市長に対し、業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。</p> <p>ア 業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を届け出ているか。</p> <p>(ア) 指定障害児事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>(イ) 法令遵守責任者の氏名及び生年月日</p> <p>(ウ) 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（(1)のイ及びウに掲げる者に限る。）</p>	<p>市条例6 第102条 準用(第96条)</p> <p>児福法 第21条の5の20第3項 児福法施行規則 第18条の35 第1項第5号 児福法施行規則 第18条の30第1項</p> <p>児福法 第21条の5の26第1項 児福法 第21条の5の18第3項 児福法施行規則 第18条の37</p>

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令
	(エ) 業務執行の状況の監査の方法の概要（(1)のウに掲げる者に限る。） イアの規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、届け出ているか。	
<p>第6 障害児通所給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 保育所等訪問支援給付費</p>	<p>(1) 保育所等訪問支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費単位数表」第5により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める1単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、保育所等訪問支援に要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援の提供時間が30分未満のものについては、第4の18に規定する保育所等訪問支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために指定保育所等訪問支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定保育所等訪問支援の提供が必要であると市町村が認めた場合であるか。</p> <p>(3) 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>① 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、第4の18の規定に従い、保育所等訪問支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる割合</p> <p>(一) 保育所等訪問支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70</p> <p>(二) 保育所等訪問支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50</p> <p>② 同一日に同一場所で複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合 100分の93</p> <p>③ 従業者の員数が平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の第三号の三の表上段に該当する場合 同表下段に定める割合</p> <p>④ 保育所等訪問支援の提供に当たって、第4の16の(6)に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出していない場合 100分の85</p>	<p>児福法第21条の5の3第2項</p> <p>平24厚労告122一 平24厚労告128</p> <p>平24厚労告122二</p> <p>平24厚労告122 別表第5の1の注1</p> <p>平24厚労告122 別表第5の1の注1の2</p> <p>平24厚労告122 別表第5の1の注2 平24厚告271第三号の三</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
3 訪問支援員特別加算	<p>(4) 平成 27 年厚生労働省告示第 182 号「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める地域」にある保育所等に、指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が指定保育所等訪問支援を行った場合にあっては、1 回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	平 24 厚 労 告 122 別表第 5 の 1 の注 3
	<p>(5) 指定保育所等訪問支援事業者が、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>イ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>ロ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ハ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施することとしているか。</p>	平 24 厚 労 告 122 別表第 5 の 1 の注 4
	<p>(6) 指定保育所等訪問支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>イ 当該保育所等訪問支援事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>ロ 当該指定保育所等訪問支援事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</p> <p>ハ イ及びロに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p>	平 24 厚 告 122 別表第 5 の 1 の注 5
	<p>(7) 第 4 の 28 の (1) に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p>	平 24 厚 告 122 別表第 5 の 1 の注 6
	<p>(8) 児福法第 33 条の 18 第 1 項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p>	平 24 厚 告 122 別表第 5 の 1 の注 7
	<p>平成 24 年厚生労働省告示第 270 号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の六に適合する者を 1 以上配置しているものとして八王子市長に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、当該基準に適合する者が指定保育所等訪問支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につきイ又はロに掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>イ 訪問支援員特別加算(Ⅰ) 平成 24 年厚生労働省告示第 270 号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の六イに適合</p> <p>ロ 訪問支援員特別加算(Ⅱ) 平成 24 年厚生労働省告示第 270 号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の六ロに適合</p>	平 24 厚 労 告 122 別表第 5 の 1 の 2 の注 平 24 厚 告 270 第十号の六

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
4 初回加算	<p>指定保育所等訪問支援事業所において、新規に保育所等訪問支援計画を作成した障害児に対して、当該指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が初めて又は初回の指定保育所等訪問支援を行った日の属する月に指定保育所等訪問支援を行った際に児童発達支援管理責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚告 122 別表第 5 の 1 の 3 の注</p>
5 家族支援加算	<p>(1) 第 2 の 1 の規定する指定保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者が、保育所等訪問支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族(障害児のきょうだいを含む。)等に対する相談支援を行った場合に、イについては1日につき1回及び1月につき2回を限度として、ロについては1日につき1回及び1月につき4回を限度として、それぞれイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>イ 家族支援加算(Ⅰ)</p> <p>(1) 障害児の家族等の居宅を訪問して相談援助を行った場合</p> <p> (イ) 所要時間1時間以上の場合</p> <p> (ロ) 所要時間1時間未満の場合</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業所等において対面により相談援助を行った場合</p> <p>(3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合</p> <p>ロ 家族支援加算(Ⅱ)</p> <p>(1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合</p> <p>(2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業所が市条例第 2 条第 13 号に規定する多機能型事業所(市条例第 4 条に規定する指定児童発達支援の事業、市条例第 78 条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び市条例第 90 条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業のうち 1 以上の事業と市条例第 98 条に規定する指定保育所等訪問支援の事業を一体的に行う事業所に限る。この第 6 において同じ。)に該当する場合には、障害児及びその家族等について、児童発達支援の家族支援加算(Ⅰ)、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の家族支援加算(Ⅰ)、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の家族支援加算(Ⅰ)又は医療型経過的児童発達支援給付費の家族支援加算(Ⅰ)、放課後等デイサービスの家族支援加算(Ⅰ)及び居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算(Ⅰ)を算定した回数と(1)のイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときは(1)のイを、児童発達支援の家族支援加算(Ⅱ)、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の家族支援加算(Ⅱ)、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の家族支援加算(Ⅱ)又は医療型経過的児童発達支援給付費の家族支援加算(Ⅱ)、放課後等デイサービスの家族支援加算(Ⅱ)及び居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算(Ⅱ)を算定した回数と(1)のロを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはロを算定していないか。</p>	<p>平 24 厚告 122 別表第 5 の 1 の 4 の注</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
6 多職種連携支援加算	異なる専門性を有する2以上の訪問支援員を配置しているものとして八王子市長に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、異なる専門性を有する2以上の訪問支援員により指定保育所等訪問支援を行った場合に、1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 122 別表第 5 の 1 の 5 の注
7 ケアニーズ対応加算	平成 24 年厚生労働省告示第 270 号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の七に適合する者を1以上配置しているものとして八王子市長に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童、精神に重度の障害がある児童又は医療的ケア児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。	平 24 厚告 122 別表第 5 の 1 の 6 の注 平 24 厚告 270 第十号の七
8 強度行動障害児支援加算	平成 24 年厚生労働省告示第 270 号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の八に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、平成 24 年厚生労働省告示第 270 号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の九に適合する指定保育所等訪問支援を行うものとして八王子市長に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、当該指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 122 別表第 5 の 1 の 7 の注 平 24 厚告 270 第十号の八 平 24 厚告 270 第十号の九
9 関係機関連携加算	(1) 指定保育所等訪問支援事業所において、訪問先の施設に加えて、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（児童相談所等関係機関）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で障害児の心身の状況、生活環境その他の障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の訪問先の施設及び児童相談所等関係機関との連絡調整並びに必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。 (2) 指定保育所等訪問支援事業所が市条例第 2 条第 13 号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に児童発達支援の関係機関連携加算（Ⅲ）、放課後等デイサービスの関係機関連携加算（Ⅲ）、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の関係機関連携加算（Ⅲ）、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の関係機関連携加算（Ⅲ）又は医療型経過的児童発達支援給付費の関係機関連携加算（Ⅲ）を算定しているときは、算定していないか。	平 24 厚告 122 別表第 5 の 1 の 8 の注
10 利用者負担上限額管理加算	指定保育所等訪問支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚労告 122 別表第 5 の 2 の注

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
11 福祉・介護職員等処遇改善加算	<p>平成 24 年厚生労働省告示第 270 号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十一号に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして八王子市長に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。（2）において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>イ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 2 から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 129 に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 2 から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 118 に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 2 から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 96 に相当する単位数</p>	<p>平 24 厚告 122 別表第 5 の 3 の注 1 平 24 厚告 270 第十一号 平 24 厚告 270 第二号準用</p>